

## 広島で敬老の日シニアパチンコ大会

### 150人が賑やかに車椅子に3施設を

広島県世羅町のホール「銀座1」

(株)ナオ、後藤直親代表取締役)

で9月13日、店休日を利用して「敬

老の日シニアパチンコ大会」が開

かれた。この催しは、同ホールが世羅町で営業できることについて感謝の意を表すために、地域の高齢者を招待して、今年で20回目となる恒例行事。

この日は同町と三原市など周辺地域に住むお年寄り、さらに養護老人ホーム等3施設のお年寄りなど計150人が、年1回のプレーを楽しみに集まつた。車椅子で参加したためには座椅子が撤去された。



▲盤面を見つめてプレーに熱中するお年寄りたち

同ホールはパチンコ160台、パチスロ102台を備える郊外型店舗。この日はパチンコが全台開放された。各人に2000個の貸玉が用意され、午後1時半にスタート。店内はチーンジャラジャラ

のにぎやかな音であふれかえつた。

お年寄りたちは「海物語」「花の慶次」「北斗の拳」「牙狼」といった人気機種のハンドルを握って、一心不乱に盤面を見つめたり、隣の人とおしゃべりをしたり、午後3時までの1時間半をたっぷりと楽しんだ。長時間同じ姿勢のため肩がこってしまい、介護の人に肩を



3養護施設に車椅子3台が贈られた

もんでもらいながらプレーするお年寄りもいた。

終了後、紅白のまんじゅうを本土産に、お年寄りたちは三々五々帰つて行つた。お年寄りが「また

来年来るよ」とお礼をいい、ホールスタッフが「お元気でいてくださいね」と送り出していた。また、参加した3養護施設に車椅子が1台ずつ贈られた。

### 日遊協「年少者」で会員に要請

### 「立ち入り」防止へ配慮を 遊技機の広告、宣伝の仕方で

日遊協は、年少者に人気のあるアイドルやアニメコンテンツに関する広告、宣伝について警察庁から口頭で要請を受け、9月21日、社会的な批判を生じさせないため要請に添つた対応を行うよう、会員宛に発信した。警察庁は同様の要請をホール関係団体と日工組、日電協にも行なつた。

警察庁の要請要旨は次の通り。

いると思われ、立入り事案の発生について具体的に承知していないが、このような状況に鑑み、各団体は傘下の組合員(会員)に対し、以下のことについてご協力をいただけるよう周知していただきたい。

① 多数の年少者が利用することが想定される公共空間(ターミナル駅、電車内、学校・通学路周辺等)、及び多数の年少者が目を通すことが推定される媒体(新聞折り込み等)における、該当する遊技機の広告、宣伝のあり方・態様について、上記の趣旨を汲んで十分な配慮をする。

② とくに特別グッズや特別映像の提供を強調して、年少者のホールへの立入りを誘引するような表現を用いての広告、宣伝(「特典映像を見たければ、○○店に行こう」「限定グッズが手に入るのは、

最近、年少者に人気の高いアイドルやアニメコンテンツ等を起用して、特別グッズや特別映像等とリンクした遊技機について、「18歳未満の年少者のホールへの立入りを助長している」との批判の声がある。

現時点では、メーカー、ホール関係団体とも年少者の立入り事案防止のための措置を自発的に執つて

「○○店だけ」等)は行わない。

## 5団体が業界誌記者会見

# 適正化に協力求めるに連して

ホール関係5団体(全日遊連、日

遊協、同友会、余暇進、P C S A)

は9月14日、東京・新橋の第一ホ  
テル東京で業界誌(紙)19社と合同  
記者会見を開き、「パチンコ営業  
の健全化への理解とご協力につ  
いて」と題する要請を行った。

この要請は、警察庁が7月20日  
付でホール関係5団体に出した通  
知「ぱちんこ営業における広告、  
宣伝等の適正化の徹底について」

別に日遊協は8月8日、ファン雜  
誌7社に対し単独で説明会を開  
き、同様の協力要請をしている。

この日の会見には青松英和全日  
遊連理事長、深谷友尋日遊協会長  
ら5団体の代表者や幹部が出席し  
た。青松理事長は「このお願いは、  
ホール業界が今、いかに危ういとこ  
ろにいるかを裏付けるものだ。こ  
の業界が今後も健全に推移するには  
どのような活動が必要か、業界誌  
の皆様にもご認識いただきたい」、  
深谷会長は「業界誌の皆様方もわ  
れわれと同じサークルにいると思  
っている。この業界を知らない方  
や批判的な方にも理解していただ  
くためには、行儀の悪い業界をつ  
くりたくないという思いだ」と



次の通り。

昨年来の行政当局からの指導に  
ついては、大きく社会の耳目を集  
めているが、こうした中で業界誌  
(紙)に、

切な広告やイベント、掲載記事に  
言及し、内容の適正化について業  
界誌(紙)に協力を求めるよう、営  
業者関係団体として要請されたこ  
とを受けたもの。なお、これとは  
別に日遊協は8月8日、ファン雜  
誌7社に対し単独で説明会を開  
き、同様の協力要請をしている。

▼遊技機の無承認変更にあたる内  
容を指南する専門講座等の広告

等が掲載されるとすれば、当業界  
が進める健全化の取組みのみなら  
ず、社会から見た当業界のイメー  
ジや信頼性にも影響を及ぼすと懸  
念される。

貴誌(紙)におかれでは、現在、  
当業界が、東日本大震災後のバッ  
シングを経て行政当局のみならず  
社会全体から、風営法と社会常識  
を踏まえた健全営業を強く求めら  
れている状況をご理解いただき、  
私たちの営業の健全化に向け、ご  
協力を賜るようお願いする。

は9月14日、東京・新橋の第一ホ  
テル東京で業界誌(紙)との合同記  
者会見を開き、「ホール駐車場に  
おける子どもの車内放置事故防止  
対策について」と題する声明を発  
した。この会見は、「パチンコ営  
業の健全化への理解とご協力に  
ついて」と題する要請の会見に引  
き継いで行われた。

声明は、8月16日、三重県桑名  
市のホール駐車場で、車内に放置  
された生後5か月の乳児が熱中症  
とみられる原因で死亡した事故を、  
業界として真摯に受け止めて出さ  
れた。この中で、業界は子どもの  
車内放置事故防止に積極的に取り  
組んでおり、昨年度は41件51人、  
今年度は11件16人(9月13日現在)  
の発見事例があること、一方で死  
亡事故は平成16年以降12件発生し、  
最近は5年連続発生するなど、死  
亡事故の絶無を期すことの難しさ  
を痛感していること等を述べ、ホ  
ール関係5団体で合同委員会を設  
置して、きめ細かな対策を策定し  
実行すると声明している。車内放  
置事故防止のための5団体合同委  
員会は10月9日に初会合が予定さ  
れている。

## 対策合同委員会を設置

5団体「車内放置」で声明

10月9日に初会合開く

業界誌(紙)への要請文の要旨、

ホール関係5団体(全日遊連、日

## 総付景品等の提供に関するガイドライン

— 来店ポイントに関連して追加した部分(赤字)を中心に抜粋 —

総付景品及びそれに類するもので集客を目的として提供する景品（以下「総付景品等」という。）を提供する場合において、当該総付景品等の提供が、著しく射幸心をそそるおそれのある行為とならないものとするため、全日本遊技事業協同組合連合会、社団法人日本遊技関連事業協会、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会、一般社団法人余暇環境整備推進協議会、一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会（以下「ホール5団体」という。）は、以下のとおり総付景品等の提供に関するガイドラインを作成し、ホール5団体及び各団体に属するぱちんこ店の営業者、代理人、使用人その他の従業者は、これを遵守し、誠実に履行する義務を負う。

### (総則)

## 第1条 (略)

### (総付景品等の種類)

第2条 提供することのできる総付景品等の種類は、次の各号に掲げるものであって、自店舗において賞品として提供していないものに限るものとする。

- 一 菓子類
  - 二 飲料
  - 三 ティッシュその他の日用雑貨

四 ポイント（その累積数に応じて物品の提供を受けることができるものであって、提供者がいかなる立場の者であるかを問わず来店行為に基づいて付与されるものに限る。）

(総付景品等の内容)

### 第3条 (略)

(ポイント以外の総付景品等の価額)

第4条 総付景品等（ポイントを除く。以下この条において同じ。）の価額は、200円以下とし、同一日に総付景品等に加えてポイントの付与も行う場合は、提供される総付景品等の価額と付与されるポイントの価値に対応する金額を合算した額を200円以下とするものとする。

2 総付景品等の価額の算定は、次の各号のいずれかによることとする。

- 一 当該総付景品等と同じものが市販されている場合は、当該総付景品等の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価額（いわゆるディスカウント価格を含まない。）による。
  - 二 当該総付景品等と同じものが市販されていない場合は、当該総付景品等を提供する者がそれを入手した価格、類似品の市価（いわゆるディスカウント価格を含まない。）等を勘案して、当該総付景品等の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。
  - 3 総付景品等の提供に当たっては、当該総付景品等の価額について十分な疎明資料を用意することとし、行政当局から当該総付景品等の価額の算定その他の事項について説明の要請があった場合は、誠実に対応するものとする。

(ポイントの価値等)

第5条 同一日に付与できるポイントは、1ポイントとし、ポイントの価値に対応する金額は、20円以下とする。

2 ポイントの累積により提供される景品（以下単に「景品」という。）の価額は、  
1万円以下とし、その種類は、一般に流通している物品（現金及び有価証券を除く。）とする。

3 前条第2項の規定は、景品の価額の算定について準用する。

4 ポイントの付与及び景品の提供に当たっては、ポイントの価値及び景品の価額について十分な疎明資料を用意することとし、行政当局から当該ポイントの価値及び景品の価額その他の事項について説明の要請があった場合は、誠実に対応するものとする。

※「総付景品等の提供に関するガイドライン」と「基本的な考え方」は、本誌2011年11月号で詳報している。今号では来店ポイントに関係した改正(追加)部分を抜粋して掲載する。

来店ポイントは、4月13日付の警察庁通知「きちんと営業において付与されるポイントの取扱いについて」の中で一定の範囲内で認められたため、7月9日のホール5団体風営法検討会WG（ワーキンググループ）会合で全日遊連が来店ポイントを加えたガイドライン改正案を提出、協議を重ねていった。さらに、同ガイドラインに付属する解説「『総付景品等の提供に関するガイドライン』の基本的な考え方」についても改訂した。

ホール関係5団  
19人が出席した。

谷友尋日遊協会長、松田高志同友

10月1日の施行を確認した。会議

「総付景品等の提供に関するガイドライン」の対象に来店ポイントを加える改正案について合意し、

ホール5団体代表者会議は9月4日、全日遊連会議室で開かれ、

# 5団体「来店ポイント」運用で合意 「総付GL」に成文化

10月1日から施行を確認



## 「総付景品等の提供に関するガイドライン」の 基本的な考え方

来店ポイントに関連して追加した部分(赤字)を中心に抜粋

はじめに  
このガイドラインは、広告、宣伝について(通知)中の2(6)に、総付景品に関する規定があり、景品提供の過激化を防止するため、業界団体においてガイドラインを作成するよう要請されていましたから、ホテル5団体にちんこ営業における広告・宣伝等につ

いて(通知)中の2(6)に、総付景品に関する規定があり、景品提供の過激化を防止するため、業界団体においてガイドラインを作成するよう要請されていましたから、ホテル5団体に

おいて協議を重ね作成したものです。  
表題には「総付景品等」となっていますが、これは、直接総付景品に該当しなくとも、同様に集客のために街頭等で配られる粗品等についても、その

(総付景品等を提供することができる日数)

第6条 営業所内外において総付景品等を提供することができる日数は、次項及び第3項に定める場合を除き、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 一月内における提供日数が1日(開店披露、創業記念等の行事に際して提供する日数を含み、1月1日から1月3日までの日についてはこれに算入しない。)を超えること。
- 二 1月1日から1月3日までの3日間を除き、複数日にわたり連続して提供すること。
- 三 営業所内においておしぶり、湯茶(缶、ペットボトル、紙パック)その他の密閉容器により提供されるものを除く。以下同じ。)、ポケットティッシュ、うちわ、マスク、あめ玉(単体のものに限る。以下同じ。)の提供及びポイントを付与する場合においては、当該総付景品等を毎日提供・付与することができるものとする。
- 四 (略)

(総付景品等の提供方法)

第7条 総付景品等の提供方法は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一～五 (略)

六 自店舗内の賞品カウンターで提供すること(営業所内においてポイントを付与する場合を除く。)。

七 同一の営業者が複数の営業所でぱちんこ店を営む場合において、総付景品等を来店ポイントの累積数に応じ提供するときの当該来店ポイントの累積に関し、複数の営業所で付与された来店ポイントを合算すること。

(景品の提供方法)

第8条 前条第一号、第二号、第四号及び第六号の規定は、景品の提供方法について準用する。

(証票の取扱い)

第9条 ポイントの付与を行おうとするぱちんこ店の営業者は、当該ポイントに係る累積数を記録するカードその他の証票等について、所有者の氏名を記載するなど、第三者への売却及び第三者の使用を防ぐための措置を講ずるものとする。

(射幸心をそそる広告、宣伝等の禁止)

第10条 総付景品等(ポイント及び景品を含む。)を提供することに関して、射幸心をそそる広告、宣伝等は禁止する。

(不遵守会員等への指導)

第11条 (略)

(ガイドラインの改訂)

第12条 (略)

### 附 則

このガイドラインは、平成23年11月1日から施行する。

### 附 則

このガイドラインは、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月4日

提供が著しく射幸心をそそるおそれのある行為とならないようにルールを定めることとしているためです。  
また、警察庁の通知文書(平成24年4月13日付事務連絡)、「ぱちんこ営業において客に付与されるポイントの取り扱いについて」において、来店ポイントについては、一定の条件の下で認められることとなりましたので、来店ポイントについても、このガイドラインにおいてルールを定めたものです。

## 第1条(総則)関係

(略)

## 役務の提供は不可

(前半略)

## 第2条(総付景品等の種類)関係

(前半略)

## Q 「遊技の金額・時間に応じてのポイント付与は認められますか?」

A 警察庁からの通知文書の中で、「著しく射幸心をそそるおそれのある方法」であると規定されており、認められません。他の総付景品と同様に、来店行為自体に基づいて付与される来店ポイントのみが認められます。

## Q 「ポイントの累積により提供される景品は、第2条の第一号から第三号までの品物に限られますか?」

A 第2条の第一号から第三号までの品物に限定はされませんが、第3条及び第5条第2項の規定を遵守しなければなりません。なお、物品に限られ、サービス行為等役務の提供は含まれないことに注意してください。

## 第3条(略)

## 合算して200円以下

### 第4条（総付景品等の価額）関係

（前半略）

Q 「ポイントの付与と他の総付景品の提供を同じ日にするとときに、なぜ合算しなければならないのですか？」

A 景表法の概念では、ポイントも総付景品に含まれていますので、200円の限度額を超えないようにしなければなりません。

Q 「ポイントの付与と他の総付景品の提供を同じ日になると、第7条第五号の同一日に複数回の提供禁止の規定に触れませんか？」

A ポイントの付与は、他の総付景品等の提供とは異なる概念としてガイドラインでは区分されており、それぞれ1回ずつであれば抵触しません。

### 第5条（ポイントの価値等）関係

5 団体の協議により、来店ポイント

の単価は20円以下相当とすることが妥当と考えられたものです。また、ポイントの累積により提供される景品の価額の上限は、風営法施行規則で規定されている賞品の価格の上限である1万円とするのが妥当と考えられたものであります。

Q 「第2項の「一般に流通している物品」とはどのようなのですか？」

A 広く一般に日常流通使用される商品を意味しています。したがって、サービス行為等役務の提供は含まれません（第2条のQ&A参照）。

## 第6条（総付景品等を提供することができる日数）関係

（前半略）

また、正月三が日はこの日数に算入しないとする他、これ以外において複数日の連続提供は認められません。但し、ポイントについては、第4条第1項及び第5条第1項の規定の範囲であれば、営業所内で提供されるおしほり等と同様に、毎日付与することが認められます。

（中盤略）

Q 「ポイントは、なぜおしほりと同様に毎日の付与が認められるのですか？」

A ポイントは、ある程度来店日数を重ねることで景品が提供されることが想定されるものであるからです。（後半略）

## 「氏名」は基本的義務

### 第7条（総付景品等の提供方法）

関係

景品の提供方法で、景表法、風営法の各法令上の見地から不適切なものとされるものを列挙しています。

### 第一号～第三号、第五号

来店者全員等に無差別に提供する、という総付景品等の趣旨に反することも、遊技料金の割引や等価交換違反（賞品の提供価格の値引き、賞品の上乗せ）として風営法違反となるおそれがあります。

Q 「第2号、第六号

### 第8条（景品の提供方法）関係

ポイントの累積により提供される景品の提供方法について規定しています。

第7条第三号については、来店ポイントの性格上認められません。第7条第五号を準用していなければ、ポイントの付与と異なり、ポイントを景品に換えることは、ポイントの累積数の範囲であれば、1日1回に限定する必要はない」と考えられるためです。

Q 「景品を配達することは構わないですか？」

A ポイントの決済が確実な本人確認の上で営業所内で行われたものであれば、その結果として自宅への配達は認められます。

### 第9条（証票の取扱い）関係

ポイントについては、そのカードの悪用を防止する意味から、転売や第三者の使用防止のために規定が置かれたものです。

Q 「所有者の氏名記載は、必ず営業

イント自身の付与はシステムの都合等を考慮し、カウンターでの手続きを行なうことができるとしています。

## 第七号

来店ポイントは、基本的に当該店舗への来店行為について付与されるものとしており、複数の営業所の合算は認められません。

Q 「来店ポイントと他の買い物カードとの併用は認められますか？」

A ポイントを現金と同様に扱う問題もあり、当然認められません。

## 【本日2倍】はダメ

### 第10条（射幸心をそそる広告、宣伝等の禁止）関係

「ばらんこ営業における広告、宣伝等の適正化の徹底について」の別添例

示に見られるように、総付景品等を悪用しての違法な広告宣伝が指摘されています。新たに規定されたポイントについても、同様のおそれがあり、この機会に悪用を戒めるものです。

### 第11条（不遵守会員等への指導）

Q 「1ポイントを通常10円とし、『本日はポイント2倍』という広告は、認められますか？」

A ポイントを悪用して特別な日を設けるものであり、いつも以上の期待感を抱かせることとなるため、著しく射幸心をそそるおそれがあるものであり認められません。

### 第12条（ガイドラインの改訂）

（略）

関係

者が行わなければいけないのですか？」

A 悪用防止の観点から、営業者に必要な措置が求められるのですが、所有者の氏名記載は基本的な義務と解されます。この他に、営業者が必要と認められる場合には、その他の措置を講ずることとしています。

Q 「所有者の氏名記載は、必ず営業

（略）

関係

Q 「遊協 12-10月号 14

皇居桔梗門に勢揃いした勤労奉仕団(25日)



日遊協皇居勤労奉仕団44人（団長・後藤信行中国・四国支部長）が9月24～27日の4日間、皇居及び赤坂御用地で奉仕活動を行つた。日遊協の皇居勤労奉仕は2010年から始まり、今年が3年目となる。

奉仕団は毎日午前8時までに皇居の桔梗門（赤坂御用地では御用地の西門）に集合し、同8時15分に皇居に参入した。胸に日遊協のマークが入った白いポロシャツに着替え、約8時間、草取り、落ち葉掃除などの作業をして午後4時に退出した。25日、天皇、皇后両陛下がご会釈にお出ましになつた。天皇陛下が後藤團長に

「いま、景気はどうですか」とご質問をされ、後藤團長が「まあまあです」と答えた。27日の赤坂御用地での奉仕では、皇子殿下がご会釈をされた。

奉仕活動2日目の25日夕、東京・内幸町の中華料理店で団結の集いが開かれ、団員たちは「あと2日、がんばろう」と気勢を上げた。この日は両陛下のご会釈の後だったので、各テーブルでは「あんなに間近で両陛下とお会いできるとは思わなかつた」と感激して語り合つていた。

（順不同・敬称略）

## 両陛下のご会釈に「感激」

团长・後藤信行（株）ナオ）▽副团长・薛博仁（富國物産（株）▽田村美保、向後衛（株）ヒノックス）▽山本利和、庵建太（株）日進）▽瀬戸口竜也、奥野宏（三宝商事（株）▽齊藤人志、星野正史、エムズ・ユー）▽阿施浩行（NEXUS（株）▽北原達哉（シルバー電研（株）▽越地大輔、土井正行、佐藤淳（株）千歳観光）▽北崎昌志（株）J・G・コーポレーション）▽北

嶋田中直子、小川ます美（株）ナオ）▽内田喜久、内田美穂子（ウチダ（株）▽見上篤司、荒井大輔（株）ニラク）▽相馬充（合資会社ビームス）▽野瀬雄平、新聞博幸（ピーアークホールディングス（株）▽山道勝昭（永伸商事（株）▽横瀬幸一郎（有）サンライズカリブオーシャン）▽松本泰志、堀口正人、根岸功（サンキヨー（株）▽星野賢一、横山労（日拓リアルエステート（株）▽新妻輝子、新妻弘行、三好亜紀子、安達真琴、野崎芽衣、渡部美波、眞野みさを（一般）▽眞野年之、成光一夫、江口憲治、佐藤千治（日遊協）

## J-NET安心貯玉健全セミナー

ジャパンネットワークシステム（株）主催の「J-NET安心貯玉健全セミナー」が8月30日、札幌市

講演でJ-NET勝又健治常務がホテルエルム札幌で日遊協北海道支部後援のもと開かれ、貯玉補償基金を通じての健全営業とファンの利益保護を訴えた。加盟法人等から45人が参加した。

取締役は、「J-NET及び第三者貯玉保証管理制度について」と題して、J-NETの設立主旨、貯玉／メダル再プレーシステム、賃玉補償基金の必要性、契約会員数や貯玉／メダル金額などの現状を説明した。次いで、佐々木敏栄（J-NET）が同基金の運営組織、拠出金、センタービジネス者、東日本大震災に伴う補償状況などについて講演した。

松谷明良（日遊協北海道支部長）が後援団体を代表して挨拶し、渡部泰光（北海道道警保安課課長補佐）が「健全営業のための法令遵守について」と題する行政講話を行つた。



講演するJ-NET勝又常務

## 21世紀会が14団体に要請

パチンコ・パチスロ産業21世紀会(青松英和代表)は9月3日、日遊協など構成14団体に宛てて「女性の活躍推進に向けた情報開示の促進に関する所属団体への要請について」と題する依頼を発した。

これは警察庁が8月30日、保安課長名で21世紀会に宛てて発信した同主旨の依頼を受けたもの。

5月に総理の指示で「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が設置され、「女性の活躍による経済活性化」行動計画(「働く『なでしこ』大作戦」)が決定した。この「行動計画」の中で、「女性の活躍状況の『見える化』」つまり行政のウェブサイトを活用して経営方針、企業の女性活躍状況や向上の取組みについての情報開示を推進することになり、できるだけ多くの企業が参加するよう関係省庁が連携していくことになった。

保安課長名の依頼「女性の活躍推進に向けた情報開示の促進に関する所管団体への要請について」

## (株)昌栄を取消処分に リサイクル推進委員会

ポジティブ・アクション  
情報ポータルサイト  
<http://www.positiveaction.jp/>

遊技機リサイクル推進委員会(座長・篠原弘志日遊協専務理事)は  
9月25日、日工組会議室で開かれ

## 「女性の活躍推進」を 経済活性化と

はこれに沿つたもので、「労働力人口が減少する中で、意欲ある女性が活躍できる環境を整備していくことは労働力確保の観点だけではなく、経済活性化の観点からも不可欠の課題」としている。こうした観点から、①ポジティブ・アクション(女性の採用拡大・職域拡大・管理職登用の拡大など、個々の企業が進める自主的な取組み)の推進②厚生労働省の「ポジティブ・アクション応援サイト」を活用しての情報開示や、「女性の活躍推進宣言コーナー」を活用して経営者自ら女性の活躍推進の取組方針の宣言――等の協力を企業に要請している。

た。遊技機リサイクル選定業者の(株)昌栄(愛知県小牧市)が関係する違反行為について審議し、選定業者としての適格性を判断した結果、遊技機リサイクル業者選定要綱の第7条(取消し等)1項を適用して取消処分とすることで合意した。

同社はリサイクル処理の管理体制が不適正なために、判明していなかった。遊技機リサイクル選定業者は同日現在40社になつた。これまででも昨年9月から今年3月までの間、未処理を処理済みとして遊技機20台を市場に流出させた。

11月1日から  
募集開始

## 第3回 エッセー 絵手紙 コンクール 応募要項

### テーマ

### 「パチンコ・パチスロ 私の楽しみ方」「パチンコ・パチスロへのメッセージ」

- エッセーは2000字以内でまとめて、なるべく電子メールで送稿してください。
- 絵手紙は市販のハガキに絵と文字で作成してください。
- 住所・氏名・年齢・職業・電話番号(携帯も可)を明記して、電子メールまたは下記事務局まで封書でお送りください。

**募集期間** 2012年11月1日(火)~2013年2月28日(木)

**発表** 2013年6月6日(木) 日遊協ホームページ <http://www.nichiyukyo.or.jp/>

### 賞品

**エッセー** 最優秀賞 旅行券30万円分1人 優秀賞 旅行券10万円分2人  
佳作 商品券1万円分10人

**絵手紙** 最優秀賞 旅行券15万円分1人 優秀賞 旅行券5万円分2人  
佳作 商品券1万円分10人

入賞作品の著作権は、日本遊技関連事業協会に帰属するものとします。

### 応募先及びお問い合わせ先

E-mail : [bosyu@nichiyukyo.or.jp](mailto:bosyu@nichiyukyo.or.jp)

社団法人日本遊技関連事業協会コンクール事務局

〒104-0033 東京都中央区新川2-12-15 ヒューリック八丁堀ビル2F

TEL03-3553-4333 FAX03-3553-4334

応募された個人情報については、個人情報に関して摘要される法令や規範を遵守し、コンクールの目的以外には一切使用致しません。

主催 社団法人日本遊技関連事業協会

協賛 全日本遊技事業協同組合連合会・日本遊技機工業組合・日本電動式遊技機工業協同組合  
全国遊技機商業協同組合連合会・回胴式遊技機商業協同組合・遊技場自動サービス機工業会

誰でも、気軽に、応募しよう

# RSN総会・理事会

## 事業報告・計画を承認 青松英和氏

ぱちんこ依存問題の相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（西村直之代表理事）は9月

19日、東京・市ヶ谷の遊技会館で第3回総会を開いた。2011年度事業報告、2012年度事業計画、NPO会計基準への変更を承認し、任期満了に伴い梁川康成、高橋孝一郎両理事を再選した。

引き続いだ第6回理事会を開き、任期満了に伴う役員改選を行い、

退任した原田實全日遊連前理事長に変わり青松英和全日遊連理事長を理事に選任した。その他11名の理事は全員再選され、新理事会において西村代表理事が再選された。

また、2012年度から定款19条2項に基づき役員報酬（実勤務酬）に対する報

酬）を支払



◀議事を進行する西村直之代表理事（奥中央）

うこととし、西村代表理事に月額30万円、安高真由美理事に月額5万円を支給することを承認した。

審議の中では、支給が低額すぎるとの意見が多く出されたが、12年度はこのまま実施し、年度末に状況をみて再検討することになった。

### 不正対策室会議

## 多岐な不正情報を分析

不正対策室会議（室長・伊東慎吾日遊協常務理事）は8月10日、日遊協本部会議室で開かれPSI O（不正対策情報機構）への入力報告を行った。委員14人がゴト・不正情報について検討した。

8月のPSI Oオーブンネット（業界及び一般ファンからの不正情報）は、業界から35件、一般ファンから535件の入力があった。一般ファンの入力は昨年8月（64件）に比べ、229件減った。ゴト情報では、モンキーターンやミリオンゴッドに対する集中的な攻撃が報告され、その対策が協議され、日電協からは具体的な対

応が報告された。

不正情報では、広告・宣伝や計数機など通常より多岐にわたって情報が寄せられたことが報告された。また、不正基板による新しい手口が現れたことに関して検討された。

I MCによると、通知が出された7月20～31日間に69件に警告が出し、掲載回避が多かった。8月1～10日間に71件に警告を出し、一部は修正して掲載されたが、8月11日以降、警告は減少したとい

## 微妙な表現など整理 7・20通知以降の状況で

インター・ネット広告協議会  
パチンコインターネット広告協議会  
議会（日遊協、凸版印刷株、IMC（株）で構成）

### OCTOBER

1日（月）	ラスベガス・シアトル研修。6日まで
2日（火）	15:30～17:30 広報調査委員会
3日（水）	15:00～19:00 北海道支部総会（札幌・京王プラザホテル）
4日（木）	10:00～16:00 健全営業推進セミナー（札幌コンベンションセンター）
5日（金）	13:30～14:30 パチンコインターネット広告協議会
9日（火）	10:00～17:10 取扱主任者講習・試験（新規）（名古屋ガーデンパレス） 15:00～16:00 ホール5団体事務局連絡会 16:30～18:00 ホール5団体消費税対応ワーキング
10日（水）	10:00～16:50 取扱主任者講習・試験（更新）（名古屋ガーデンパレス） 15:00～17:00 セキュリティー対策委員会
12日（金）	11:00～13:00 消費税PT 14:30～17:00 連絡会議（グランドアーク半蔵門） 15:00～17:00 人材育成委員会
15日（月）	15:00～17:00 ホール5団体風営法検討会WG
16日（火）	13:30～15:00 景品開運促進PT 15:30～17:30 遊技機委員会
17日（水）	南三陸町ボランティア派遣（東京都・関東支部）。19日まで
18日（木）	10:00～16:50 取扱主任者講習・試験（更新）（大阪ガーデンパレス）
19日（金）	13:30～14:30 不正対策室会議 15:30～ 登録資格審査委員会
22日（月）	10:00～17:10 取扱主任者講習・試験（新規）（都市センターホテル）
24日（水）	10:00～16:50 取扱主任者講習・試験（更新）（都市センターホテル）
25日（木）	店長・管理職能力開発講習・試験（東京）
26日（金）	16:00～17:00 社会貢献・環境対策委員会（埼玉県嵐山町・国立女性教育会館） 子ども自然塾（埼玉県嵐山町・共生の森）
27日（土）	正副会長会議
29日（月）	15:00～18:00 風営法PT
30日（火）	15:30～17:30 財貯補償基金理事会
31日（水）	13:30～ 店長・管理職能力開発講習・試験（大阪・難波市民学習センター）

### 10月の行事予定

入稿表現でも微妙な事例が多く見られておりため、改めて考え方の整理を行つた。

# パチスロ機884億円増「パチンコ機」

(株)矢野経済研究所は5~7月に

パチンコ関連機器市場の調査を実施し、8月9日に「2012年版

パチンコ関連メーカーの動向とマ

ーケットシェア」を発刊した。そ

の内容を紹介すると――。

2011年度のパチンコ関連機器の市場規模は1兆3631億円(メークー売上金額ベース)となり、前年度比で102.9%、390億円のプラス成長であった(図1)。市場規模全体の6割を占めるパチスロ機市場は前年度比93.1%、

ものの、パチスロ機市場は前年度比884億円増(130.8%)の急成長を遂げた(図2)。本格的に回復を遂げたパチスロ機の稼動状況を背景に大型販売機種が増加したことが貢献し、パチスロ機、パチスロ機を合せた遊技機市場は辛くも前年度割れを回避した。2012年度に入つてもパチスロ機の販売は好調であり、引き続き、市場全体を下支えするものと考える。

一方、2011年度の周辺設備機器市場では2010年度と同様

にパチスロ機に関連する機器市場が伸長し、メダル計数機を含む計数機市場は前年度比117.5%、メダル補給システム市場は同149.9%、台間メダル貸機市場は同155.3%となり、折からのパチスロ機の増台機運がこれら市場を力強く牽引した。

パチンコホールでのこの動きは2011年後半から2012年初頭までがピークであったとされるが、2012年後半に入つても、お盆、年末年始の商戦期に向けた大手中堅のパチンコホール経営企業の新規出店、既存店のリニューアルが増加することで、安定した市場環境が維持されるだろう。パチスロ機関連の機器を扱う各社では、少なくとも、2012年末頃までは良好な業績が続くものとみている。

公表した。社会生活基本調査は国民の生活時間の配分及び自由時間におけるおもな活動についての調査で、5年に1回行われている。

今回の調査は全国から無作為に選んだ約8万3000世帯に居住する10歳以上約20万人を対象に行われた。

調査では10歳以上の人口を1億1406万人と推定し、行動者率(10歳以上人口に占める、過去1年間に該当する活動を行つた人の割合。いわゆる参加率)を出した。

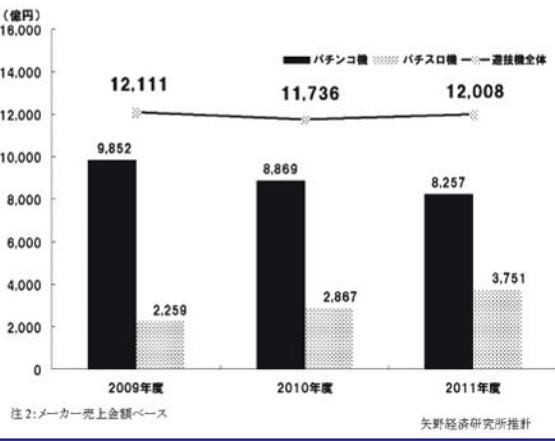
例えば「趣味・娯楽」の中の「パチンコ」の行動者率は10%で1137万人(男889万人、女248万人)と推定された。行動者率を過去25年間の推移でみると、「パチンコ」は平成3年(1991)をピークに下降を続けている。

また、「パチンコ」の行動者率をプレー頻度別に見ると、「月に2~3日」が2.1%(239万人)で一番多く、次いで「週に1日」が1.9%(212万人)、「月に1日」が1.8%(211万人)、「年1~4日」が1.6%(185万人)、「月に2~3日以上」のペビー派は0.4%(44万人)だった。

図1 パチンコ関連機器の市場規模推移



図2 遊技機(パチンコ機・パチスロ機)の市場規模推移



## 遊技人口1137万人 10年間下降線たどる

総務省、「生活調査」を発表

総務省はこのほど、昨年10月20日現在で実施された「平成23年社会生活基本調査」のうち、生活行動(「学習・研究活動」「ボランティア」「スポーツ」「趣味・娯楽」「旅行・行楽」)に関する調査結果を

過去25年間の推移でみると、「パチンコ」は平成3年(1991)をピークに下降を続けている。

また、「パチンコ」の行動者率をプレー頻度別に見ると、「月に2~3日」が2.1%(239万人)で一番多く、次いで「週に1日」が1.9%(212万人)、「月に1日」が1.8%(211万人)、「年1~4日」が1.6%(185万人)、「月に2~3日以上」のペビー派は0.4%(44万人)だった。

